

給与所得者異動届出書の記入の仕方

給料から天引きして徴収した月を記入してください

貴社の住所・正式名称を記入してください

給料から天引きして徴収した税額の合計額を記入してください

給料から天引き出来なくなった税額の合計額を記入してください

転勤や退職などの年月日を記入してください

法人番号又は個人番号を記入してください

該当する事由に○を付けてください(ない場合は、8に記入してください)

異動後の残りの税額の徴収方法を記入してください

税額通知書に記載のある特別徴収税額(1年分)を記入してください

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年度用
＜上段＞

税額通知書に記載してある指定番号を記入してください

異動される方について記入してください(名前に変更のある場合は、旧姓を記入してください)

令和 年 月 日	給与支払者 大竹市長様	所在地 フリガナ 名称 法人番号又は個人番号	特別徴収義務者指定番号	連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	課・係 氏名 電話
給与所得者 フリガナ 氏名 個人番号 旧住所 現住所	ア 特別徴収税額(年税額)	イ 徴収済月(納付額)	ウ 徴収済額	エ 未徴収税額(ア-イ)	異動年月日
		月分から			異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 少額 6. 不定期 7. 乙欄 8. (○をつけてください)
		月分まで(期分まで)			異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 *3を○で囲んだ場合は、一括徴収できない理由欄に○を付けてください。

この異動届について応答される方について記入してください

個人番号を記入してください

一括徴収される税額と納付される月と納期日を記入してください

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由 1: 異動が令和5年12月31日までで、申出があったため(日申出) 2: 異動が令和6年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額 徴収予定額合計(上記のウと同額)	〈一括徴収〉とは 会社が残額を退職者から全額徴収して納入。 〈普通徴収〉とは 残額を退職者本人が納入。
一括徴収できない理由 (○を付けてください) 1: 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため 2: その他		円	

一括徴収した税額は 月分(月日納期限分)で納入します。

この異動届について応答される方について記入してください

給料から天引きして徴収される月割額と月を記入してください

転勤等による特別徴収届出書(左欄外の注意書きを参照してください)

＜下段＞

転勤先の住所・正式名称を記入してください

月額割 円 月分から徴収し 納入する。	給与支払者 フリガナ 名称 法人番号又は個人番号	所在地 フリガナ 名称 法人番号又は個人番号	特別徴収義務者指定番号	連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	課・係 氏名 電話
給与支払の 方法 期日					

転勤先の法人番号又は個人番号を記入してください

★転勤によって別会社(又は、同じ会社組織でも住民税に関する事務が別になる場合)で、引き続き特別徴収を行う場合は、転勤先にこの届出書を回付してください。転勤先の事務の方は、下段の「転勤等による特別徴収届出書」を記載してください。★

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度用

注意

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

<上段>

1 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付してください。新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の市区町村長に送付してください。
2 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

令和 年 月 日		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地				特徴義務者指定番号	
大竹市長様			名称				連絡者の係名及び氏名並びにその電話番号	課・係
			法人番号又は個人番号					氏名
給与所得者							電話	— —
フリガナ			ア 特別徴収税額(年税額)	イ 徴収済月(納付額)	ウ 未徴収税額(ア-イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	(生年月日:)					年	1. 退職 5. 少額	1. 特別徴収継続
個人番号			月分から			月	2. 転職 6. 不定期	2. 一括徴収
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入してください。)					日	3. 休職 7. 乙欄	3. 普通徴収
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)		月分まで(期分まで)				4. 死亡 8.	*3を○で囲んだ場合は、一括徴収できない理由欄に○を付けてください。

◎ 給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	給与又は退職手当等の支払予定月 日	一括徴収予定額	<一括徴収>とは 会社が残額を退職者から全額徴収して納入。 <普通徴収>とは 残額を退職者本人が納入。
1: 異動が令和5年12月31日までで、申出があったため(月 日申出) 2: 異動が令和6年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため	.	円	
一括徴収できない理由			
(○を付けてください) 1: 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当がないため又は未徴収税額より少ないため 2: その他 ()			
一括徴収した税額は <input style="width: 50px;" type="text"/> 月分 (月 日納期限分) で納入します。			

転勤等による特別徴収届出書（左欄外の注意書きを参照してください。）

<下段>

月額割 <input style="width: 50px;" type="text"/> 円 <input style="width: 50px;" type="text"/> 月分から徴収し 納入する。		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地				特別徴収義務者指定番号	
			フリガナ				連絡者の係名及び氏名並びにその電話番号	課・係
			名称					氏名
給与支払の	方 法					法人番号又は個人番号	電話	— —
	期 日							

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記載心得

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、翌年度特別徴収対象者として市町村長に給与支払報告書を提出した者のうち現年度特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合、4月15日までに関係市町村長に提出してください。期限までに提出がない場合、翌年度特別徴収対象者として当初通知を送付します。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合、その受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市・県民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「法人番号又は個人番号」欄には、貴事業所の番号等を、また「個人番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者の番号をそれぞれ記載してください。

4 「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

5 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合は、「特別徴収継続」を○で囲んでください。

(2) 退職後令和6年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合は、「一括徴収」を○で囲んでください。

(3) (1)又は(2)に該当しない場合は、「普通徴収」を○で囲むとともに、その理由を次の中から選んでその番号を○で囲んでください。

(注…次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は必ず一括徴収しなければなりません。)

① 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の希望がない。

② 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下。

③ 死亡による退職。

6 「支払予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

7 「一括徴収予定額」欄には、徴収予定額（特別徴収税額（年税額）から徴収済額を引いた未徴収税額）を記載してください。